

下久堅小学校PPA方式による太陽光発電設備導入業務 質問に対する第1次回答

No.	質問内容	回答案
1	<p>企画提案参考情報の資料中に「設置前に屋根塗装要」「屋根の再塗装」の記載があるが、これは市又は事業者のいずれかにおいて実施する必要があるということか。 事業者が実施する場合、脱炭素先行地域づくり事業補助金の交付対象になるか。</p>	<p>劣化度評価においては、直ちに屋根塗装を実施する必要がある状況ではないと認識しております。 ただし、太陽光発電設備の設置後に屋根塗装工事を実施する必要がある場合、設備を一時撤去する必要があるものと考えられます。 設備の一時撤去に係る費用負担如何は、企画提案の範囲に含まれるところです。 設備の設置後に一時撤去をすることが必要となる時事業性が見込まれず事業の実施が困難となる場合には、設備の設置前にあらかじめ実施する塗装工事は、脱炭素先行地域づくり事業補助金における「太陽光発電の実施に当たり必要となるシステムの設置に必要な工事に係る経費」に該当します。 なお、環境省の脱炭素地域づくり支援サイトの「地域脱炭素推進交付金」のページに掲載されている「地域脱炭素推進交付金FAQ」問40において、屋上の防水工事における補助対象範囲の説明があります。 塗装工事を実施しなければ太陽光発電設備を設置できない場合の屋根の塗装工事においても、同様の考え方が適用されるものです。</p>